二　脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等により大豆たんぱく質その他の成分を溶出させて、繊維質を除去して得られた乳状の飲料（以下「豆乳類」という。）であって大豆固形分が六パーセント以上のもの	二　脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等により大豆たんぱく質その他の成分を溶出させて、繊維質を除去して得られた乳状の飲料（以下「豆乳類」という。）であって大豆固形分が四パーセント以上のもの
次に掲げるものをいう。 一　調製豆乳液、調製豆乳若しくは調製豆乳液若しくは調製豆乳液に粉末状にしたものの又は大豆を原料とした粉末状植物性たんぱくのうち繊維質を除去したものをいう。以下別表第四、別表第十九及び別表第二十の豆乳類の項において同じ。）を加えた乳状のものに限る。）（以下「調製豆乳液」という。）であって大豆固形分が四パーセント以上のもの 二　調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に粉末大豆たんぱく（大豆の風味原料を加えたもの又は大豆固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁と果実ピューレーとの合計が十パーセント未満であって大豆固形分が四パーセント以上十パーセント未満のものにあっては二パーセント以上）のもの	次に掲げるものをいう。 一　調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たんぱく（大豆の風味原料を加えたもの又は大豆固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁と果実ピューレーとの合計が十パーセント未満であって大豆固形分が四パーセント以上十パーセント未満のものにあっては二パーセント以上）のもの
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	
次に掲げるものをいう。 一　にんじんを破砕して搾汁し、若しくは裏ごし、皮等を除去したものの又はこれを濃縮したもの（以下別表第四のにんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮にんじん」という。）を希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において搾汁し、若しくは裏ごし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「にんじんジュースの項において「果実の搾汁」という。）又はかんきつ類等の搾汁（以下「かんきつ類等の搾汁」という。）若しくは裏ごし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下「にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたものの又はこれに食塩、蜂蜜、砂糖類若しくは香辛料（以下「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が三パーセント未満のもの 二　にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破砕して搾汁し、若しくは裏ごし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「にんじんの搾汁」という。）	
にんじんミックスジュース	
次に掲げるものをいう。 一　にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破砕して搾汁し、若しくは裏ごし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「にんじんミックスジュースの項において「果実の搾汁」という。）又はにんじん以外の野菜を破砕して搾汁し、若しくは裏ごし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「にんじんの搾汁」という。）を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの 二　一にかんきつ類等の搾汁、野菜の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあっては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が三パーセント未満のものに限る。）	

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
農産物缶詰及び農産物瓶詰	名称	次に定めるところにより表示する。 一　農産物（精米を除く。）を詰めたもの（農産物の加工品とともに詰めたものを除く。） イ　農産物の名称は、グリンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の農産物を詰めたものにあっては「2種混合果実」、「3種混合野菜」、「混合農産物」等と表示する。
玄米及び精米	玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したもの（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）をいう。
	精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したもの（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）をいう。
	もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まないものをいう。
	うるち精米	もち精米以外の精米をいう。
	原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。
	調製年月日	原料玄米を調製した年月日をいう。
	精米年月日	原料玄米を精白した年月日をいう。
しいたけ	しいたけ	しいたけ菌の子実体であって全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたものをいう。
	原木栽培	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
	菌床栽培	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
水産物	養殖	幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。